資本剰余金	資本剰余金					
	施設費	4,084,005,297	1,131,502,820	—	5,215,508,117	（注１）
	目的積立金	798,731,770	—	—	798,731,770	
	損益外固定資産除売却差額	△ 496,955,547	—	141,886,984	△ 638,842,531	（注２）
	計	4,385,781,520	1,131,502,820	141,886,984	5,375,397,356	
	損益外減価償却累計額	△ 13,619,327,880	△ 3,154,266,104	△ 91,845,068	△ 16,681,748,916	（注３）
	損益外減損損失累計額	△ 46,408,069	—	—	△ 46,408,069	
	民間出えん金	4,454,820,069	2,967,166	—	4,457,787,235	（注４）
	差引計	△ 4,825,134,360	△ 2,019,796,118	50,041,916	△ 6,894,972,394	

（注１）　施設費を財源として固定資産を購入したことによるものであります。
（注２）　特定の償却資産の除却によるものであります。
（注３）　当期減少額は特定の償却資産の除却によるものであります。
（注４）　スポーツ振興基金への出えんによるものであります。

⑽　積立金の明細

（単位：円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
児童生徒等健康保持増進事業積立金	3,549,635,887	—	3,549,635,887	—	（注１）
通則法第44条第１項積立金	2,911,739,967	4,177,546,619	7,089,286,586	—	（注２）（注４）（注５）
前中期目標期間繰越積立金	—	3,476,855,028	183,899,545	3,292,955,483	（注３）（注４）（注５）
計	6,461,375,854	7,654,401,647	10,822,822,018	3,292,955,483	

（注１）　当期減少額は通則法第44条第１項積立金への振替によるものであります。
（注２）　当期増加額は児童生徒等健康保持増進事業積立金からの振替3,549,635,887円、前期の未処分利益からの積立627,910,732円によるものであり、当期減少額は積立金の取崩し167,141,247円、前中期目標期間繰越積立金への振替3,476,855,028円及び国庫納付額3,445,290,311円によるものであります。
（注３）　当期増加額は通則法第44条第１項積立金からの振替によるものであり、当期減少額は積立金の取崩しによるものであります。
（注４）　積立金の国庫納付等
１　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高2,911,739,967円のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第23条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定（以下「一般勘定」という。）における期末残高は1,155,407,141円であり、これに前中期目標期間の最終年度の一般勘定における未処分利益627,910,732円及び児童生徒等健康保持増進事業積立金の使用残額3,549,635,887円を加えると、一般勘定における通則法第44条第１項積立金は5,332,953,760円となります。
２　この一般勘定における通則法第44条第１項積立金5,332,953,760円のうち、今中期目標期間の業務の財源として繰越の承認を受けた額は1,887,663,449円であり、差し引き3,445,290,311円については国庫に納付しております。
（注５）　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高2,911,739,967円のうち、免責特約勘定における期末残高は1,756,332,826円であり、ここから前中期目標期間の最終年度の免責特約勘定における未処理損失167,141,247円を取り崩すと、免責特約勘定における通則法第44条第１項積立金は1,589,191,579円となります。この免責特約勘定における通則法第44条第１項積立金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法第24条第６項の規定により、その額に相当する金額1,589,191,579円を前中期目標期間繰越積立金として整理しております。